

日時：令和3年12月27日10:00～

場所：久留米市役所7階 会議室

## 久留米市災害義援金品配分委員会

### 1 委員長、副委員長の選出

### 2 議 題

令和3年8月11日からの大雨災害に係る義援金の第1次配分について

## 5 義援金品の受付及び配分

### (1) 受付

総務部総務課は、義援金品受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。義援品は、物資管理センターに保管する。

### (2) 義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、市単独で決定する場合は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

#### ■県の配分基準

##### ア 義援金 (※ 床上浸水世帯を1とする) (配分比)

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	10
半壊半焼世帯	5
一部損壊世帯	1
床上浸水世帯	1

## 久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱

久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 久留米市内に発生した災害により、被災した久留米市民に対し市内外から寄せられた義援金品を久留米市地域防災計画に基づき公平かつ効果的に配分するため、久留米市災害義援金品配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、義援金品の配分が完了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金品の配分にかかる次の事項について審議を行う。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の時期
- (4) 配分の方法
- (5) その他必要事項

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 久留米市社会福祉協議会長
- (2) 久留米市民生委員・児童委員協議会長
- (3) 久留米市都市建設部長
- (4) 久留米市健康福祉部長
- (5) 久留米市総務部長

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、必要な意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。

## 令和3年8月11日からの大雨災害に係る義援金の第1次配分について

## 1. 義援金の受入

(久留米市の受入額)

福岡県からの第1次配分額 (R3. 11. 30 入金)	48,847,087 円
久留米市災害義援金受入額 (R3. 8. 18~11. 25)	6,729,799 円
合計	55,576,886 円

## 2. 義援金の配分

## (1) 配分対象世帯

福岡県では、令和2年7月豪雨（前回）の配分から、対象世帯を罹災証明書上の「住家の被害程度」に併せる見直しがあった。そのため、令和3年8月大雨災害に係る義援金の被害状況報告においては、「住家の被害程度」で「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定された【床下浸水】被害等の世帯を、義援金の配分対象となる「一部損壊（準半壊を含む）」として報告した。※

その結果、県からの第1次配分では、【床下浸水】被害等の世帯分も含めて配分があったため、県配分委員会の決定内容を参考に、【床下浸水】以上の浸水被害を被った世帯を対象として、市からの第1次配分といたしたい。

なお、現時点で補足している世帯数としては次のとおりである。

- ①対象区分 … 半壊世帯、床上浸水世帯、床下浸水世帯  
 ②対象世帯数 … 半壊世帯 69 世帯 (67 件)  
                   床上浸水世帯 509 世帯  
                   床下浸水世帯 681 世帯                   計 1,259 世帯

※浸水想定エリアを特定した住家被害の全件調査を実施し、被災者台帳を整備。

## (2) 配分額

配分比は、県配分委員会の比率を参考にしつつ、被害状況（修繕費用等）を踏まえた配分比を設定する。また、受入額を対象世帯数で割って1世帯あたりの配分額とし、残額については、今後新たに対象となる世帯分及び第2次配分における配分原資とする。

[第1次配分額案]

区分	世帯数	配分比	1世帯あたり配分額	1次配分額小計
半壊	67	25	250,000円	16,750,000円
床上浸水	509	5	50,000円	25,450,000円
床下浸水	681	1	10,000円	6,810,000円

配分合計：49,010,000円

配分残額：6,566,886円

(3) 配分方法

- ①住家被害調査の結果に基づき市が把握している対象者には、申請書及び返信用封筒を送付する。また、申請者が指定した口座へ義援金を振り込む。
- ②市が補足できていない対象者に備え、広報くるめ、市公式ホームページに掲載するとともに、民生委員・児童委員協議会を通じて周知していく。

(4) 配分スケジュール

報道機関投込み・HP掲載	令和4年1月20日頃
申請書郵送	令和4年1月30日頃
広報くるめ掲載	令和4年2月1日号(予定)
口座振込	令和4年2月下旬から順次

3. その他

(1) 今後の対応について

今回の配分決定以降に新たに受入れた義援金については、再度、当委員会を開催した上で各世帯へ追加配分を行う。

また、今回の配分決定後に新たに対象となった世帯にも今回の対象者と同額を配分する。

(2) その他

新たに協議する事項等が発生した場合には、必要に応じて当委員会に諮り決定する。